



第三次川越市 スポーツ推進計画

令和 4 (2022) 年度～令和 7 (2025) 年度

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章

(明治 4 5 年制定)



■市の花 山吹 (やまぶき)

(昭和 5 7 年制定)



■市の木 かし

(昭和 5 7 年制定)



■市の鳥 雁 (かり)

(平成 4 年制定)



はじめに



本市では、平成 23（2011）年 3 月に「第二次川越市生涯スポーツ振興計画」を策定し、「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念に掲げ、スポーツの振興に努めてまいりました。

この間、国においては、平成 27（2015）年にスポーツ庁が発足し、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことのできる「スポーツ立国」の実現を目指し、スポーツ行政を総合的・一体的に推進してきました。

令和 3（2021）年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、多くの人々が選手たちの活躍に感動しました。本市においても、霞ヶ関カンツリークラブがゴルフ競技の会場となり、大会開催までの間、様々な取組が行われてまいりました。今後は、オリンピックレガシーとして、継承させていくことが求められています。

また、情報通信技術の発達や新しいスポーツの広がり、新型コロナウイルス感染症の影響など、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しています。

このような中、国の「スポーツ基本計画」や「第四次川越市総合計画後期基本計画」と整合を図り、新たな課題に対応しつつ、本市のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第三次川越市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画は、『「元気」「笑顔」「仲間」があふれるスポーツのまち』を基本理念に掲げ、令和 4（2022）年度から 4 年間にわたるスポーツ推進施策の指針となるものです。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを通じて、スポーツに親しみ、楽しみながら交流の促進と地域の活性化を目指します。

本計画の推進により、市民一人ひとりが健康で活気あるまちとなるよう積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りましたスポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、意見公募にご協力いただきました市民の皆様、関係各位の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

川越市長 川合善明

目 次

I	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	スポーツの基本的な考え方	3
5	スポーツをめぐる現状	4
6	スポーツをめぐる本市の現状と課題	7
II	基本理念・基本目標	
1	基本理念	14
2	基本目標	15
3	計画の体系	16
III	施策の展開	
1	基本目標 1	18
2	基本目標 2	23
3	基本目標 3	29
4	基本目標 4	36
IV	計画の推進	
1	期待される連携・協力	40
2	計画の進行管理と指標	41
	資料編	43

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

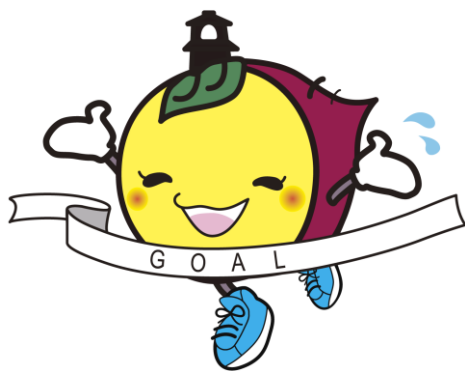
スポーツは、体を動かすという人間の根源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、人と人との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。また、体力の維持・向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであるとされ、さらにスポーツは、集団における規律や連帯意識など社会性、道徳性を醸成し、子どもたちの心身の健全育成や地域社会における世代間交流、コミュニティの形成など、社会全体の活力の維持・向上といった地域社会づくりとしてのコミュニティの活性化などの効果も期待されています。

また、「スポーツ基本法」の前文で、「スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性とスポーツ立国実現が重要課題」と記しています。

本市では、平成23(2011)年度から令和3(2021)年度までを期間とする『第二次川越市生涯スポーツ振興計画』を策定し、「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念として、スポーツ施策の推進に努めてまいりました。

この度、前計画の計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化を踏まえて、新たに『第三次川越市スポーツ推進計画』を策定いたしました。

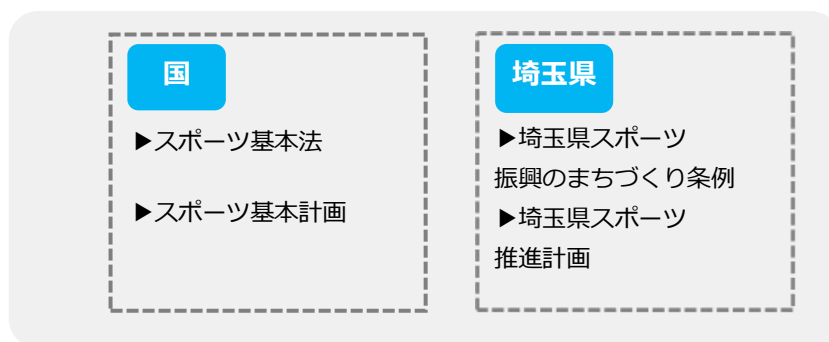
本計画を推進することで、多くの市民が自らの意志で主体的にスポーツに関わり、健康で豊かな生活を営み、活気あるまちづくりに寄与できるように取り組んでまいります。



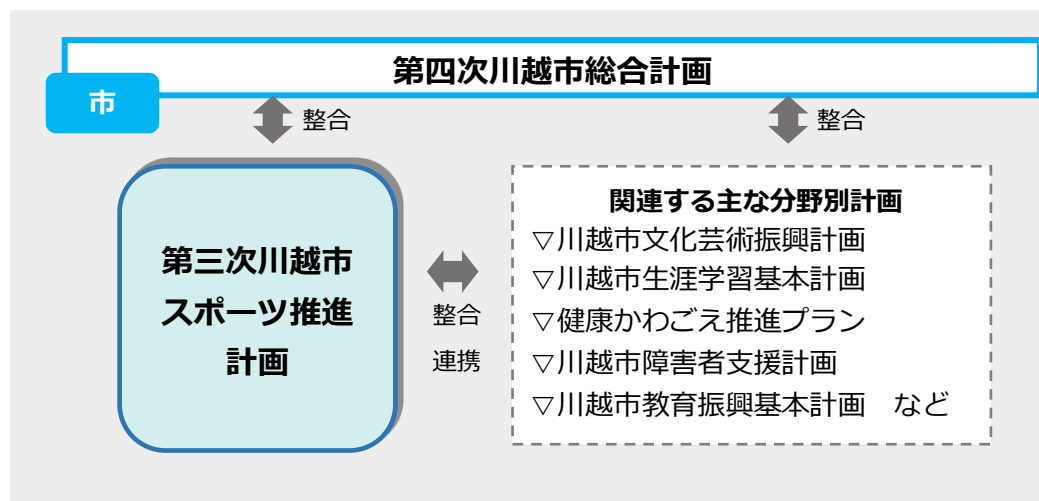
2 計画の位置付け

『第三次川越市スポーツ推進計画』は、スポーツ基本法に示された理念の実現に向け国が策定した『スポーツ基本計画』を念頭におき、同法に定める地方スポーツ推進計画として位置付けられます。

計画の策定にあたっては、埼玉県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示した『埼玉県スポーツ推進計画』や、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した『第四次川越市総合計画』、健康・福祉・教育などの各分野の関連計画との整合性を持たせた上で、スポーツの推進を広義での本市のまちづくりに寄与する計画として策定します。



※国や県の関連法や計画と整合



3 計画期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

4 スポーツの基本的な考え方

自分自身でスポーツを行わないとスポーツをやっていないという概念ではなく、自宅から近くのコンビニエンスストアに車でなく徒歩で買い物に行く。通勤なども交通手段に頼らずに歩けるところは歩くなど、少し生活習慣や意識を変えて取り組む行動もスポーツの第一歩と捉え、日常的に無理のない形でスポーツをすることにより、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を過ごすことができるよう、本計画では、スポーツの概念を幅広く考えます。

本来、スポーツは楽しいものでなくてはならないと考えます。スポーツという言葉の語源には、「気晴らしをする」「楽しむ」「遊ぶ」といった意味も含まれており、幅広い概念で使われていたという説もあります。健康づくりのウォーキングやラジオ体操、介護予防の軽い運動やストレッチ、親子で楽しむ遊びなど、何が楽しいのかを考えると人により楽しいと感じる感じ方は様々であると思います。スポーツを通じて人と人とのコミュニケーション、ほかの人との会話を楽しむ方も多くいるのではないのでしょうか。スポーツなどを行うために人が集まり、顔を合わせることも重要なことと考えます。

また、スポーツとの関わりは、上記のような「する」ことだけではありません。スポーツを「みる」こと、「ささえる」ことも関わりのひとつです。

スポーツを「みる」ことで、スポーツ選手の活躍を疑似体験することができ、楽しみや感動を味わうことができます。また、「みる」ことから、スポーツを「する」ことにつながる可能性もあります。さらに、「みる」ことで、スポーツを「ささえる」きっかけにもなります。

スポーツを「ささえる」とは、大会やイベント等をおかげで支える、ボランティアや指導者・審判など、様々な形でスポーツを支援することです。スポーツを「ささえる」ことを通じて、スポーツをより身近に感じることができ、地域での居場所や生きがいを見つけるきっかけにもなり、地域社会の連携・連帯につながっていくことが期待できます。

以上のことから、本計画では、スポーツを「する」・「みる」・「ささえる」ことの3つをスポーツに関わることといたします。

参考：スポーツの語源：

スポーツの語源は、「ラテン語の「deportare」（デポルターレ）に由来したものという説があります。

「deportare」とは、「あるものをある場所から他の状態に移す」という意味から派生し、心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す、すなわち気晴らしをする、楽しむ、遊ぶなどを意味し、古フランス語の「desport」を経て、競技などを意味する「sport」として19世紀から20世紀にかけて国際的に使用されるようになりました。

出典：『現代生活とスポーツ文化』金芳保之・松本芳明著 1977年

5 スポーツをめぐる現状

(1) 国と県の動向

①国の動向

国においては、昭和 36（1961）年に制定された「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに改正され、文部科学省は、スポーツをめぐる時代の変化を受け、平成 23（2011）年にスポーツ基本法を制定しました。平成 24（2012）年には、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、「スポーツ基本計画（第 1 期）」が策定されました。

平成 27（2015）年に、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、文部科学省の外局として、スポーツに関する施策を具体的に推進するスポーツ庁の設置により、スポーツ推進に対する組織体制の充実が図られました。平成 29（2017）年には「第 2 期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ立国の実現を目指す指針が示されました。具体的には、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大を目指し、成人の週 1 日以上スポーツ実施率を 65%以上にすることを目標に設定しています。

また、スポーツに関わる「人材」と「場」の充実として、スポーツ指導者やボランティアの育成・確保、総合型地域スポーツクラブの充実、スポーツに親しむ場の確保などを推進しています。

②埼玉県の動向

埼玉県では、平成 18（2006）年の「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」制定により、スポーツに関わる施策が推進されています。平成 25（2013）年には、『埼玉スポーツ推進計画（第 1 期計画）』が策定され、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、スポーツの推進が図られました。

さらに、平成 29 年（2017）に策定された「埼玉県 5 か年計画」を踏まえ、平成 30（2018）年には、『埼玉県スポーツ推進計画（第 2 期計画）』が策定されました。

この計画では、基本理念として、「スポーツがつくる活力ある埼玉」が定められ、基本目標として、「県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉」、「スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉」「世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉」の 3 つが掲げられました。これらをもとに、「スポーツ参画人口の拡大」、「子供のスポーツ活動の充実」、「スポーツを通じた地域の活性化」、「世界に羽ばたく トップアスリートの輩出」の 4 つの施策が推進されています。

(2) 現在の社会情勢

①少子高齢化の進行

今後、さらに少子高齢化が進行することから、長寿社会を迎え健康寿命を延ばすために、スポーツにより意識的に体を動かすことが必要になってきます。

スポーツを行うことで、子どもの心身の育成から高齢者の体力の保持増進までつながっていきます。

②情報通信技術の発達

現代は情報通信技術の発達でより便利な生活が送れるようになった反面、運動不足や様々なストレスなどにより、健康管理がより大切になってきました。

スポーツを行うことは、生活習慣病を予防し、健康な日常生活を営むために大変重要です。

③オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催

令和元(2019)年にラグビーワールドカップ 2019 日本大会が開催されました。

また、令和3(2021)年に、「スポーツを通じて心と身体を鍛え、世界の国々の人々と交流し、平和な社会を築くこと」を目的に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が行われ、川越市がゴルフ競技の会場となり、霞ヶ関カントリー倶楽部で大会が行われました。

さらにパラリンピック大会では、前回の大会を上回る日本人選手たちの活躍もあり、障害を持ちながらもひた向きに競技を行う選手たちに多くの人たちが感動しました。

④新しいスポーツの広がり

最近では、点数や順位、勝ち負けを競うスポーツだけではなく、楽しみや交流を中心としたスポーツも盛んになってきています。

例えば、BMX(※)やスケートボード、スポーツクライミングなどのスポーツが、若者たちの間から広まりました。その後、徐々に競技として形を整えながら発展し、オリンピックの種目として取り入れられました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本人選手の活躍により、これらの競技がより一層注目されています。

(※) BMX

Bicycle Motocross の略。20 インチの小さめのホイール(車輪)を持つ競技用自転車および競技そのもの。競技の種類は、技を競う「フリースタイル」が5種類、速さを競う「レース」と合わせ、計6種類ある。

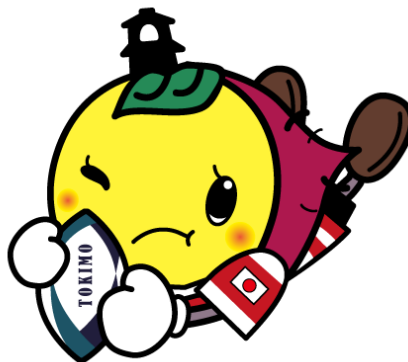
⑤SDGsへの役割

平成 27(2015)年の国連サミットでは、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が採択され、持続可能な世界を実現するための 169 の関連ターゲットを伴う 17 の目標が定められました。本計画では、目標 3 「すべての人に健康と福祉を」および、目標 4 「質の高い教育をみんなに」に沿った施策を推進していきます。

⑥新型コロナウイルス感染症への対応

令和 2 (2020)年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、スポーツイベントの延期や中止、スポーツ施設の利用制限の処置が全国的に取られてきました。また、感染防止対策による外出自粛などもあり、運動不足になりやすい状況にありました。

引き続き、日常生活での感染拡大を防止する習慣である、いわゆる「新しい日常」の下でスポーツを行うことが求められています。



6 スポーツをめぐる本市の現状と課題

(1) 本市の現状

①第二次川越市生涯スポーツ振興計画

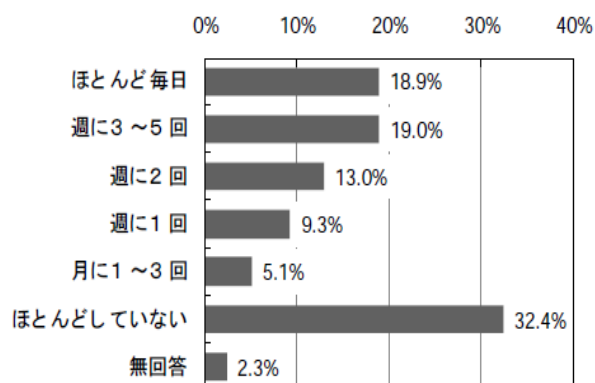
前計画である『第二次川越市生涯スポーツ振興計画』では、スポーツは「する」「みる」「ささえる」「学ぶ」などの多様な関わり方があるとして、全体目標「スポーツを楽しみ、健康的な生活習慣をつくる」の実現のため、小江戸川越ハーフマラソン・生涯スポーツフェスティバルなどのスポーツ大会や、テニス教室・障害者グラウンドゴルフ教室などのスポーツ教室を数多く開催し、多くの市民がスポーツへ参加する機会を得られるよう、これまでは特にスポーツとの関わり方の「する」ことに重点を置いて取り組んでまいりました。

その成果を確認する方法として、「成人のスポーツ実施率 60%以上」（1ヶ月1回）の指標を設定しました。「川越市民の健康についてのアンケート調査」（平成30年度実施）によると、直近の値が60.2%（週1回）であり、また月1回以上の数値では65.3%となり（同調査より）、おおむね達成しています。

②幅広い世代のスポーツ実施率を高めるために必要なこと

ここから⑥までは、川越市のアンケート調査（「川越市民の健康についてのアンケート調査」、「川越市市民意識調査」）およびスポーツ教室の参加者数などを掲載し、スポーツをめぐる本市の現状を記載します。

「現在、1回30分以上の運動をどの位行っていますか」という質問の回答結果です。（サンプル数1450人） ※運動には、散歩や軽い体操なども含みます。



出典：川越市民の健康について アンケート調査結果報告書（平成30年度）

単位：％

	ほとんど毎日	週に3～5回	週に2回	週に1回	月に1～3回	ほとんどしていない	無回答
全体 (n=1,450)	18.9	19.0	13.0	9.3	5.1	32.4	2.3
20歳代 (n=107)	12.2	17.8	9.4	12.2	7.5	40.2	0.9
30歳代 (n=189)	9.5	13.7	11.1	12.7	8.4	44.4	0.5
40歳代 (n=216)	11.6	12.5	10.2	10.2	5.6	50.0	0.0
50歳代 (n=192)	15.1	14.6	10.4	13.6	6.8	39.1	0.5
60歳代 (n=317)	17.4	23.0	18.3	9.2	5.1	25.0	2.2
70歳代 (n=299)	32.4	26.7	13.7	5.0	2.3	15.7	4.0
80歳代 (n=112)	30.4	16.1	14.3	3.6	1.8	26.8	7.1
無回答 (n=9)	0.0	33.3	0.0	11.1	11.1	33.3	11.1

出典：川越市民の健康について アンケート調査結果報告書（平成30年度）を改編

1回30分以上の運動を「ほとんどしていない」が32.4%と最も多く、次いで「週に3～5回」が19.0%、「ほとんど毎日」が18.9%となっています。また、「ほとんど毎日」は年代が高いほど、「ほとんどしていない」は70歳代で最も少なくなっています。

「ほとんどしていない」年代は、40歳代、30歳代、20歳代の順に多くなっています。

調査結果から成人の週1回以上のスポーツ実施率を計算すると、60.2%となります。単純に比較はできませんが、埼玉県は57.2%と全国の59.9%（※）よりも高くなっています。

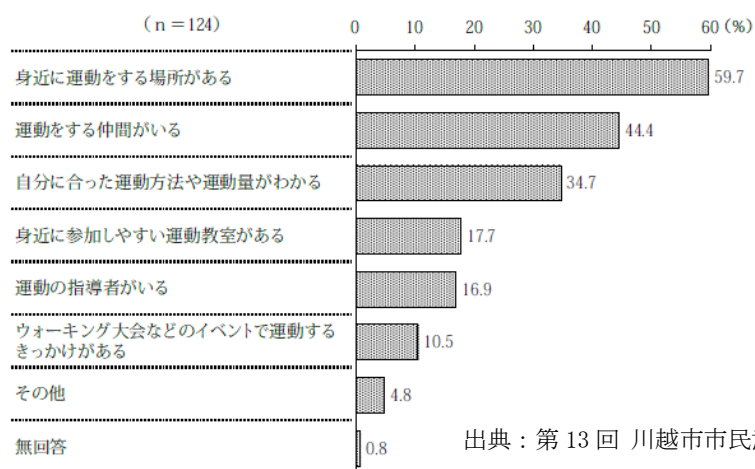
（※ 埼玉県57.2%は、埼玉県「令和2年度 埼玉県政世論調査報告書」より。全国59.9%は、スポーツ庁「令和2年度 スポーツの実施状況等に関する世論調査」より）



スポーツ少年団体カテスト会

③運動習慣を身に付けるために必要なこと

「運動習慣を身に付けるために、どのようなことがあるとよいと思いますか」という質問の回答結果です。(複数回答可。サンプル数 124 人)



出典：第 13 回 川越市市民意識調査 報告書 (平成 30 年度)

「身近に運動をする場所がある」(59.7%) が 6 割で最も多くなっています。以下、「運動する仲間がいる」(44.4%)、「自分に合った運動方法や運動量がわかる」(34.7%)、「身近に参加しやすい運動教室がある」(17.7%) などの順になっています。

④スポーツ教室の参加者数について

単位：人

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
ジュニア卓球教室	57	115	115	153	中止
親子体操教室	92	46	70	98	中止
障害者グラウンドゴルフ教室	104	88	101	98	39
初心者テニス教室	154	145	108	81	113

出典：スポーツ推進審議会 資料

表は、年度ごとの主なスポーツ教室の参加者数です。参加対象者は、表の上から小学校 4～6 年生、2～3 歳児と保護者、障害者、18 歳以上となっています。

令和元(2019)年度の終わり頃より、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことを受け、令和2(2020)年度は屋内で実施するジュニア卓球教室、親子体操教室は中止といたしました。一方で、屋外で実施する障害者グラウンドゴルフ教室、初心者テニス教室は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底しつつ、実施しました。

このことから、コロナ禍にあっても、スポーツへの需要があることがうかがえます。

⑤スポーツ大会の参加者数について

単位：人

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
市民体育祭	23,067	22,156	22,456	21,841	中止
生涯スポーツフェスティバル	2,594	2,440	2,163	2,036	中止
小江戸川越ハーフマラソン	9,843	9,779	9,834	9,183	中止
校区少年少女スポーツ大会	4,856	5,168	4,735	4,783	中止

出典：スポーツ推進審議会 資料

表は、年度ごとの主なスポーツ大会の参加者数です。どの大会も例年同水準の参加者数で推移していますが、市民体育祭と生涯スポーツフェスティバルの参加者は、平成28（2016）年度をピークにやや減少傾向にあります。

④のスポーツ教室と異なり、参加人数が多いことから、屋外・屋内の別を問わず、令和2（2020）年度は全て中止といたしました。

⑥川越運動公園スポーツ施設の状況と利用者数について

単位：人

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
陸上競技場	44,383	67,791	72,557	65,416	27,333
総合体育館	149,928	139,370	159,453	136,922	70,946
テニスコート	65,228	59,946	62,467	63,983	51,626
合計(人)	259,539	267,107	294,477	266,321	149,905

川越運動公園スポーツ施設の利用者数の推移（出典：決算資料）

川越運動公園のスポーツ施設（陸上競技場・総合体育館・テニスコート）は、平成4～8年に利用を開始後、約25年が経過し、施設の老朽化が見られるようになってきています。

また、表は、川越運動公園スポーツ施設（陸上競技場・総合体育館・テニスコート）の利用者数の推移です。陸上競技場と総合体育館は平成30（2018）年度が利用者数のピークに、テニスコートは平成28（2016）年度がピークになっています。新型コロナウイルス感染症の影響で、休止した期間もあることから、令和2（2020）年度の合計人数が大幅に減少しています。

⑦新型コロナウイルス感染症への対応について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染者の増加により、更なる感染拡大を防止するため、川越運動公園では、令和2（2020）年3月から5月まで総合体育館を利用休止にしました。また、川越運動公園陸上競技場とテニスコートは、令和2（2020）年4月から5月まで利用を休止にしました。その後は、埼玉県の緊急事態宣言の解除と発令に合わせ、利用再開・利用制限・一部制限を行ってきました。

このことにより、市民が施設の利用ができない状況がたびたび発生しました。

その後は、施設の利用に当たっての感染防止のためのガイドラインを作成し、利用者の体調の確認や施設の利用方法を守るためのチェックシートの記入、利用後の消毒処理などの取組を行っています。

⑧本市とオリンピック・パラリンピック競技大会について

本市ではオリンピック・ゴルフ競技が、令和3（2021）年7月から8月にかけて、霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催されました。男女それぞれ60名の選手が出場し、72ホールの個人戦で競技が行われました。

結果は、男子では松山英樹選手が4位タイ、女子では稲見萌寧選手が銀メダルを獲得するなど、日本人選手の活躍が見られました。

また、オリンピック競技大会ではバスケットボールやサッカーなどの競技で、パラリンピック競技大会ではゴールボールなどの競技で、本市ゆかりの選手たちの活躍も見られました。

オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、多くの市民が選手の活躍に感動したり、スポーツをより身近に感じることができました。



(2) 本市の課題

本市の現状から、本市の課題を以下に示します。

◆気軽に取り組めるスポーツの普及

「川越市民の健康についてのアンケート調査」や「市民意識調査」などの結果を踏まえると、スポーツにかかる時間や期間、スポーツをする年代に関わらず、多くの市民が気軽に取り組めるスポーツを推進する必要があります。

そのために、スポーツを行う場の充実や、適切な指導ができる指導者の支援、スポーツによる健康づくりなどを進めることが必要です。

◆「新しい日常」に対応したスポーツの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大で、多くのスポーツ大会、スポーツ教室が中止や参加者の減少となりました。

これからは、既存の取組だけでなく新規の取組についても十分な感染防止策により、「新しい日常」（暮らしの中で感染拡大を防止する習慣）に対応したスポーツ施策を推進する必要があります。

◆コロナ禍で減少したスポーツイベント等の参加者数の回復

新型コロナウイルス感染症の影響で、いったんスポーツから離れてしまった人が再び参加できるよう、より工夫したスポーツイベント等の実施や、スポーツ関連情報を発信していく必要があります。

◆スポーツ施設の活用と整備

本市のスポーツ施設の中長期的な改修計画を進め、有効に活用していく必要があります。また、「市民意識調査」の「運動習慣を身に付けるために必要なこと」として、「身近に運動をする場所がある」の回答結果が最も多かったことから、多目的なスポーツ施設についても検討が必要です。

◆オリンピックレガシーの継承

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のゴルフ競技が川越市で行われたことで、オリンピックレガシー（後世に引き継ぐべき市民共通の財産）を継承していく必要があります。

そのための取組として、「スポーツを通じて心と身体を鍛え、世界の国々の人々と交流し、平和な社会を築くこと」を目的としたオリンピック精神が、市民に、特に次の時代を担う子どもたちにスポーツを通じて広がるように各施策を行う必要があります。

また、同大会では、多くのボランティアが大会の準備段階から終了まで、大会と選手たちを支えました。本市でもボランティアの育成を推進していくことで、ボランティアを通じた地域の活性化を推進する必要があります。

国と県の動向

- ◆スポーツ庁の創設
- ◆スポーツ基本法の制定
- ◆埼玉県スポーツ推進計画の策定

現在の社会情勢

- ◆少子高齢化の進行
- ◆情報通信技術の発達
- ◆オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催
- ◆新しいスポーツの広がり
- ◆SDGsへの役割
- ◆新型コロナウイルス感染症への対応

川越市の現状

【スポーツ実施率】

- ◆20歳代から40歳代を中心に低くなっている。

【運動習慣を身につけるために必要なこと】

- ◆身近に運動する場所・運動仲間・自分に合った運動方法や運動量が分かることなどの希望が多い。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- ◆スポーツ大会・教室等の参加者数および、スポーツ施設利用者数が減少している。
- ◆新型コロナウイルス感染防止のためのガイドライン作成などの感染症対策を実施。

【オリンピック・パラリンピック競技大会】

- ◆ゴルフ競技の本市での実施および、大会での本市ゆかりの選手達の活躍。

課題

- ◆気軽に取り組めるスポーツの普及
- ◆「新しい日常」に対応したスポーツの推進
- ◆コロナ禍で減少したスポーツイベント等の参加者数の回復
- ◆スポーツ施設の活用と整備
- ◆オリンピックレガシーの継承

Ⅱ 基本理念・基本目標

1 基本理念

前計画の『第二次川越市生涯スポーツ振興計画』では、計画の愛称を「かわごえ スポーツ21 ～元気いっぱい・笑顔いっぱい・仲間いっぱい～」と定めていました。

この中の「元気」、「笑顔」、「仲間」のキーワードを引き続き使用し、本市の目指すべき姿としました。

スポーツを通じて、身体も心も「元気」になっていきます。

スポーツを通じて、楽しくなってきた思わず「笑顔」になっていきます。

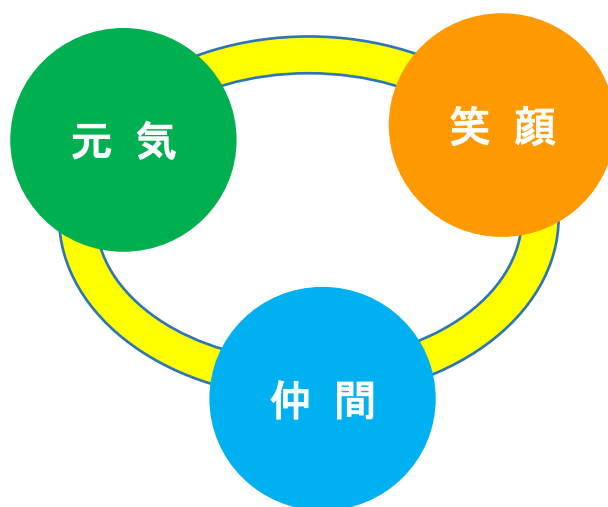
スポーツを通じて、チームや対戦相手などの「仲間」ができます。

また、『第四次川越市総合計画』の「生涯スポーツの推進」の分野では、「生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を実現すること」を目的としています。

本計画では、上記のキーワードと目的を踏まえ、基本理念を以下のとおり設定いたします。

基本理念

「元気」「笑顔」「仲間」があふれるスポーツのまち



2 基本目標

基本理念を実現するために、「する」「みる」「ささえる」の視点を踏まえ、また、多くの人がスポーツに関わること、スポーツがまちの活性化につながるよう進めることを考え、以下の4つの基本目標を設定します。

これらの基本目標は、個々の施策が目指す目標や方向性を示しています。

基本目標 1

スポーツに親しむきっかけづくりの推進

スポーツに親しむきっかけをつくることから始めます。
多様な機会を活かして、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

基本目標 2

スポーツを楽しむ機会の充実

スポーツを楽しむ機会の充実を図ります。
新型コロナウイルス感染症のまん延により仲間が集まり楽しむことの我慢を強いられました。「新しい日常」の中で、再度、体を動かすことの素晴らしさを知る環境や、スポーツに関わる機会を構築します。

基本目標 3

スポーツを続けるための支援

スポーツを続けることで生活を豊かにします。
生涯に渡りスポーツを楽しみ、続けることが必要です。年代毎にスポーツを支援します。

基本目標 4

スポーツによる地域活性化の推進

スポーツで形成された出会いや交流などを地域づくりにつなげます。
スポーツにより出会えた仲間を増やすことにより、活気ある地域づくりへとつなげていきます。

3 計画の体系

基本理念の実現に向け、4つの基本目標と18の施策を定めます。

基本理念

基本目標

「元気」「笑顔」「仲間」があふれるスポーツのまち


1 スポーツに親しむ
きっかけづくりの推進


2 スポーツを楽しむ
機会の充実


3 スポーツを続ける
ための支援


4 スポーツによる
地域活性化の推進

施策

- 
- 1-1 スポーツに身近に触れる機会の拡充
 - 1-2 スポーツ観戦機会の活用促進
 - 1-3 スポーツ教室の活用促進
 - 1-4 アスリートと触れる機会の充実

- 
- 2-1 総合型地域スポーツクラブの活用
 - 2-2 特色あるスポーツイベントの充実
 - 2-3 誰もが楽しめるスポーツの推進
 - 2-4 市民の多様なスポーツへの対応
 - 2-5 施設の活用・整備

- 
- 3-1 幼児期のスポーツ環境の充実
 - 3-2 小中学校等でのスポーツ環境の充実
 - 3-3 青年期・成人期のスポーツ環境の充実
 - 3-4 高齢期のスポーツ環境の充実
 - 3-5 スポーツ関連団体の支援・連携と個人への支援・表彰
 - 3-6 スポーツ指導者の活用・支援

- 
- 4-1 スポーツを通じた地域での交流促進
 - 4-2 民間事業者との連携
 - 4-3 スポーツ以外のイベントへの参加

Ⅲ 施策の展開

1 基本目標 1

スポーツに親しむきっかけづくりの推進

日常生活の中で、市民がスポーツに触れるきっかけを大切にします。

スポーツに触れる機会の少ない市民やスポーツから遠ざかっている市民も含めて、気軽にスポーツに親しめる環境を形成していきます。

スポーツに接し、スポーツの楽しさを実感できるよう、自分のペースで日常生活の中にスポーツを取り入れる取組を進めます。

また、スポーツ観戦やスポーツ教室に関わる機会の充実に努めたり、アスリートと触れる機会を設けるなど、スポーツに親しめる取組を進めます。

基本目標 1 の各施策

1-1 スポーツに身近に触れる機会の拡充

1-2 スポーツ観戦機会の活用促進

1-3 スポーツ教室の活用促進

1-4 アスリートと触れる機会の充実



スケート教室

1-1 スポーツに身近に触れる機会の拡充

スポーツに触れるきっかけは人により様々です。

身近なスポーツとして、ここでは、まず、「いつでも」「どこでも」できるウォーキングやジョギングを取り上げます。

ウォーキングやジョギングに対する施策として、励みとなるよう川越運動公園内のウォーキングコースやジョギングコースに、距離表示の設置をします。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、多くのボランティアの方に支えられました。ボランティアという形でスポーツに関わることも、スポーツを身近に感じることのひとつです。

さらに、運動の習慣化のため、健康マイレージ事業（※）や健康教室・運動教室等を開催し、地域のラジオ体操実施の支援をしていきます。

スポーツを行うには自らの健康管理が大切です。本市で行っている様々な健康診断事業をさらに周知していきます。

主な取組

① ウォーキングやジョギングコースへの距離表示の設置

川越運動公園内への距離表示の設置をします。

② ボランティアの推進

スポーツイベントなどに協力するボランティアを募集することで、ボランティア活動に携わる方が、スポーツを身近なものに感じるよう努めます。

③ 運動の習慣化の促進

ウォーキングの習慣化のため、健康マイレージ事業の周知・啓発に取り組むとともに、健康づくりの健康教室・運動教室等を開催します。

また、いつでもどこでもできる体操として「ラジオ体操」があります。市内にはラジオ体操を行うグループが多数あり、ラジオ体操実施の支援をすることで、個人に合った運動の習慣化を促進します。

④ 健康診断などの周知の促進

市民の健康管理のため、がん検診や 40 歳以上の健康保険加入者への健康診査等を、スポーツイベントなどでも周知していきます。

（※）健康マイレージ事業：埼玉県が行っている、「埼玉県コバトン健康マイレージ」事業。歩数計やスマートフォンのアプリ（コバトン健康アプリ）を使い、歩数をカウントすることで、ポイントが貯まり、抽選で賞品が当たります。

1-2 スポーツ観戦機会の活用促進

スポーツの観戦は、スポーツ選手の活躍する姿に感動したり、応援することで元気になったり、観戦者間で交流ができる機会となります。また、観戦したことがきっかけで、スポーツのすばらしさを感じることができ、実際の運動につながるきっかけにもなります。

実際、令和3（2021）年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、新型コロナウイルス感染症対策として無観客で行われたにもかかわらず、多くの人々がテレビやスマートフォンなどで観戦し、スポーツに触れるきっかけとなりました。

本市においては、川越市スポーツ協会などに加盟するスポーツ関連団体との協力によるプロスポーツ観戦の機会や、市主催以外の身近な大会の情報提供による観戦の機会を増やします。

主な取組

① スポーツ観戦機会の充実

ジュニアアスリート育成事業では、プロ野球企業と連携協定を締結し、事業の一環として観戦チケットの配布などを行っています。

さらに、川越市スポーツ協会などのスポーツ関連団体との協力により、プロスポーツ観戦機会の拡大に努めます。

② 身近な大会等の情報提供による観戦機会の充実

本市のホームページなどで、市主催以外の身近な大会等を掲載することで、観戦機会を増やします。



試合を応援する人たち

1-3 スポーツ教室の活用促進

スポーツをすることは、体を動かす喜びや楽しさ、心身の成長を得られる機会となり、健康で生きがいのある生き方を実現していくことができます。

そのきっかけづくりとして、スポーツ教室は、重要な役割を担っています。また、教室への参加を通じて仲間との交流が図られ、それが、スポーツサークル等へと発展していくこともあります。

社会福祉協議会などの関係機関や川越市スポーツ協会などの関係団体と連携し、年齢や性別、障害の有無、取り上げる種目、開催場所や時間帯などを考慮し、様々なスポーツ教室を継続的に実施していきます。

また、ホームページなどを活用し、市民に情報発信をしていきます。

なお、東京2020オリンピック競技大会では、若者に認知された新しいスポーツ競技として、BMXやスケートボードなどの競技で日本人選手の活躍が見られました。

これを契機に、新たな種目に触れる機会の提供を検討していきます。

主な取組

① スポーツ教室の充実

現在、障害者ボッチャ教室や初心者テニス教室などのスポーツ教室を開催しています。新たなスポーツ教室の開催については、種目や開催場所、開催時間などを考慮しながら、検討していきます。そのために関係機関や、団体との連携をさらに深めます。

② ホームページ等を活用した情報発信

スポーツが身近なものと感じられるように、市ホームページやメール配信サービスなどによるスポーツ教室の案内だけでなく、実際の教室の様子なども発信していきます。

③ 新たな種目に触れる機会の提供

BMXやスケートボードなどの新たな種目に触れる機会を提供していきます。例えば、スポーツ教室の開催や、生涯スポーツフェスティバルでの体験教室の実施、これらの種目が楽しめる場の提供などを検討していきます。

1-4 アスリートと触れる機会の充実

トップアスリートは、スポーツに取り組む者にとってあこがれの存在です。特に、子どもたちにとっては、夢や希望を与えてもらえる対象であり、トップアスリートを積極的に市民に紹介することは、競技スポーツの基盤となる資質や能力を育むことにもつながります。また、トップアスリートを通じて、スポーツに新たに興味を抱き、実際に行いたいと思う人を増やすことも期待されます。

トップアスリートを講師に招いた教室・講習会等を開催することで、スポーツをしたいと思う人たちを増やします。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3（2021）年に開催されたことから、オリンピックやパラリンピアンによるイベントや教室などを開催していきます。

また、ジュニアアスリート育成のために、企業や大学との連携を検討します。

オリンピック・パラリンピック競技大会で活躍した選手は、子どもたちにとってもあこがれです。子どもたちのスポーツに対する関心を高められるよう、オリンピック・パラリンピック競技大会で活躍した本市ゆかりの選手を表彰します。

主な取組

① トップアスリートに接する機会の提供

川越市スポーツ少年団に加盟している団員を中心に実施している、ジュニアアスリート育成事業の競技・種目内容を充実させるほか、各種スポーツ教室を充実させ、トップアスリートに接する機会を増やしていきます。

② 大学アスリートによる、市内小学校での指導

市内小学校で、大学アスリートが指導を行うことで、スポーツへの興味、関心を高め、スポーツを始めるきっかけづくりにつなげます。クラブチームや少年団などの団体に所属していない子どもたちでも、スポーツを始めるきっかけづくりになります。

③ 企業、大学との連携

既に連携協定が締結されているジュニアアスリート育成事業に加え、他の企業、大学との連携を検討します。

④ 本市ゆかりのスポーツ選手の表彰

国際大会などで活躍し、本市のスポーツ振興に功績のあった本市ゆかりのスポーツ選手への表彰を行っていきます。

2 基本目標 2

スポーツを楽しむ機会の充実

市民一人ひとりが、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、自らの興味や関心にもとづき自分らしくスポーツを楽しむことを大切にします。

総合型地域スポーツクラブや小江戸川越ハーフマラソンなどの特色あるイベント、教室などを通じて、スポーツを楽しむ機会を充実させていきます。

また、多様化しているスポーツにも対応するため、新しいスポーツなどの情報提供や体験イベントなどを実施します。

スポーツ施設については、市民がスポーツを楽しむ場として、安全に利用できるよう維持管理等を図ります。

基本目標 2 の各施策

2-1 総合型地域スポーツクラブの活用

2-2 特色あるスポーツイベントの充実

2-3 誰もが楽しめるスポーツの推進

2-4 市民の多様なスポーツへの対応

2-5 施設の活用・整備



本市においては、いつでも、どこでも、誰でも、を特徴とする、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブが、令和3(2021)年4月1日現在5か所で運営されています。

今後も、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの人まで、地域住民の様々なニーズに応じた活動を用意し、誰もが、いつでも、楽しくスポーツや文化活動に取り組むことができる、総合型地域スポーツクラブの更なる設置を目指します。また、既存のクラブの自立、クラブ間のネットワークづくりを支援するほか、対外試合などを通じ、市民間、地域間の交流を促進するために既存クラブを活用していきます。

主な取組

① 総合型地域スポーツクラブの設置

既存のクラブの会議等に参加することで、情報提供等を行い、クラブの運営を支援します。また、設置が行われていない地域への、スポーツクラブの設置を促進します。

② 総合型地域スポーツクラブの啓発と普及

スポーツを身近に楽しみ、親しむ場として、総合型地域スポーツクラブを市民に周知、啓発し、その普及に努めます。

③ 総合型地域スポーツクラブ間のネットワークづくり

既存クラブの対外試合などの企画について、市と連携できる環境づくりを進めます。連携の結果として、クラブ間のネットワークを強化していきます。

(※) 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、だれでもがスポーツに取り組むことのできる、地域住民により主体的に運営されるスポーツクラブ。国の「スポーツ基本計画」で、各市町村に設置するよう目標が掲げられ、令和3(2021)年4月1日現在、本市では5つのクラブがある。

2-2 特色あるスポーツイベントの充実

川越市で開催されている、市民駅伝大会や生涯スポーツフェスティバルなどの大会やイベントについて、より一層充実した魅力ある内容とし、多くの参加者が楽しむことができ、スポーツへのきっかけづくりや目標となる大会やイベントにしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とせざるを得なかった大会やイベントを、安全に安心して参加できるものとして行います。

また、「蔵造りの街並み」などの観光名所を走り抜ける、「小江戸川越ハーフマラソン」など、川越市の特色を生かしたイベントを開催し、川越市の魅力を広げていくことで、スポーツツーリズムの検討へとつなげていきます。スポーツイベント、スポーツ大会と観光を結び付けることで、イベント、大会への参加を促進していきます。

主な取組

① 特色あるスポーツイベントの充実

地域の人が、より参加しやすく、より楽しく参加できるよう、小江戸川越ハーフマラソン、生涯スポーツフェスティバルの内容を検討、充実させます。

② スポーツツーリズム（※）の検討

スポーツイベントを実施するだけでなく、当該イベントの参加者、関係者などが、周辺観光を行うなど、観光につなげていくために、スポーツツーリズムを検討していきます。スポーツイベント、スポーツ大会を観光と結び付けることで、イベント、大会への参加も推進していきます。



小江戸川越ハーフマラソン

(※) スポーツツーリズム：スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

2-3 誰もが楽しめるスポーツの推進

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツ環境づくりを進めていきます。

誰もが楽しめるスポーツ環境をつくるためには、初心者であっても取り組みやすく、参加しやすい教室やイベントづくりが重要であると考えられます。

また、障害者については、障害の程度を考慮しながら、楽しくスポーツができる機会を増やしていきます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、パラスポーツにも注目が集まり、障害者が行うスポーツが身近に感じられるようになりました。

この機会を活かし、障害のある人もスポーツを楽しめるような取組を推進していきます。

さらに、誰もが安全に安心して楽しめるよう、スポーツイベントに関わるボランティアの充実に努めます。

主な取組

① 障害者が参加しやすい教室の実施

障害者を対象とした障害者ボッチャ教室や障害者グラウンドゴルフ教室などを含め、障害者が参加しやすい教室を増やしていきます。

② 誰もが楽しめるスポーツイベントの実施

年齢や性別に関わらず楽しめる種目を入れて、誰もが楽しめるスポーツイベントを実施します。また、イベントに関わるボランティアを充実していきます。

③ パラスポーツの情報提供

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で注目された、ゴールボールなどのパラスポーツについて、情報提供を行っていきます。



障害者ボッチャ教室

2-4 市民の多様なスポーツへの対応

市民がいろいろなスポーツと出会う機会やスポーツを楽しめる機会をつくり
ます。

生涯スポーツフェスティバルなどのイベントで、様々なスポーツを紹介し、
体験コーナーを実施します。

また、企業・大学やスポーツ関連団体と連携したスポーツの体験教室、若者
に人気の最新スポーツを取り入れたイベントなどを積極的に実施します。

主な取組

① 最新情報の紹介と体験コーナーの実施

生涯スポーツフェスティバルなどで、最新のスポーツ情報の紹介と、体
験コーナーなどを実施していきます。

② 企業・大学やスポーツ関連団体と連携したイベント等の実施

企業・大学やスポーツ関連団体と連携し、スポーツイベントや講習会を開
催し、スポーツの楽しさを伝えます。



生涯スポーツフェスティバル

2-5 施設の活用・整備

本市のスポーツ施設として、野球場、サッカー場、テニスコート、川越運動公園や川越武道館などがあります。川越運動公園のスポーツ施設（陸上競技場・総合体育館・テニスコート）は、平成4～8年に利用を開始しました。

川越武道館については、改修工事を行い、令和2（2020）年10月から利用を再開しています。これらの施設について、計画的に整備・更新、修繕を実施していくとともに、スポーツを実施する場の充実のため、多目的なスポーツ施設の整備について検討を進めます。

また、市内小中学校の運動場や体育館、武道場を開放しています。今後も、学校体育施設の積極的な活用を図っていきます。

主な取組

① スポーツ施設の活用と充実

川越運動公園および川越武道館などの施設の活用に努め、利用者が安全にスポーツを楽しめるよう、適切に維持管理していきます。

② 多目的なスポーツ施設の整備検討

多くの人々が身近に身体を動かし、スポーツに親しむことができるよう、多目的なスポーツ施設の整備を検討します。

③ 学校体育施設の活用

開放学校施設運営委員会と学校との連絡・調整を行い、身近な場所でスポーツを楽しめるよう、小中学校の体育館など学校体育施設の活用に努めます。



川越武道館

3 基本目標3

スポーツを続けるための支援

幼児期から高齢期まで、世代に関わらず、多くの人々がスポーツを続けることができるようになることを目指します。

幼児期の親子で楽しむスポーツ、学校生活でのスポーツ、青年期や成人期のスポーツ、高齢期の健康維持のためのスポーツなど、ライフステージに応じてスポーツが続けられるようなスポーツ環境の充実に努めます。

また、多くの人々がスポーツを継続して行えるように、スポーツ関連団体との連携や個人、スポーツ指導者への支援を行っていきます。

基本目標3の各施策

- 3-1 幼児期のスポーツ環境の充実
- 3-2 小中学校等でのスポーツ環境の充実
- 3-3 青年期・成人期のスポーツ環境の充実
- 3-4 高齢期のスポーツ環境の充実
- 3-5 スポーツ関連団体の支援・連携と個人への支援・表彰
- 3-6 スポーツ指導者の活用・支援



試合を支えるスポーツ推進委員

自分の体を思うように動かす力を身につけるためには、就学前の身体活動が重要です。体を使った遊びをたくさん経験する必要があることから、身体活動を伴う遊びを通じたスポーツの体験ができる機会を充実させるとともに、そのために必要となる安心して遊べる環境を整えます。

また、生涯にわたってスポーツに親しんでいくためには、この時期の基本的な生活習慣や食生活の確立が不可欠です。家庭への啓発等を含め、その充実を図ります。

遊びを通じたスポーツは、家族や友達と一緒に進むと楽しいものです。そのようなスポーツが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、以前と同様にはできなくなりました。「新しい日常」の中、再びコロナ禍以前の状況を取り戻せるように、遊びを通じたスポーツ教室を実施していきます。

主な取組

① 遊びを通じたスポーツ教室の実施

わくわく親子体操教室など、幼児期の子供と親が楽しめるようなスポーツ教室について、来場者にとって利便性の高い会場で開催するなど、内容の充実に努めます。

② 基本的な生活習慣と食習慣の確立

乳幼児健診や各種教室・相談等で、基本的な生活習慣、食習慣の確立を支援し、スポーツを楽しめる土台となる心身共に健康な身体づくりを目指します。



わくわく親子体操教室

学校体育で、運動好きな児童生徒を育てることは、小中学校等を離れた後もスポーツを続けていく基盤となることが期待されます。そのため、教員が研修等を通じて体育授業における指導力を高めるとともに、学校全体で体育行事や活動に取り組んでいく必要があります。

小中学校間の教員や子どもたちの交流を促進することは、魅力あるスポーツとの出会い、スポーツをするきっかけづくりとなる他、育まれた関係性はスポーツを継続する上でも大変重要です。

また、近隣大学や関係団体などの外部指導者を活用し、運動部活動の充実を図っていきます。

さらに、ICT（※）を活用した授業や、オリンピック教室などを実施していきます。

主な取組

① 小中学校を越えた連携の推進

小学校の教員が中学校へ、中学校の教員が小学校へ出向き、ニーズに応じた指導を行うことで、小中学校のスポーツ環境を充実させます。

② 外部指導者（近隣大学、関係団体の指導者）の活用

土日祝日の部活動における外部指導者の活用を、各種目の団体や地域スポーツクラブと調整し、子どもたちの部活動を継続させます。

③ ICTを活用した体育授業の充実

体育の授業で、児童生徒が運動をしている動画をお互いにパソコンなどで撮影し、改善点を指摘し合うことで、身体の動きの理解を深め、スポーツを続ける楽しさを感じてもらいます。

④ オリンピック教室の実施

オリンピック出場経験のあるアスリートが、市内の中学校にて、自身の経験を通じて、オリンピックの価値などを伝えることで、スポーツを続ける楽しさを感じてもらいます。

（※）ICT（Information and Communication Technology）

「情報通信技術」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。これにより、地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となります。

青年期は、高校や大学での運動部活動や地域におけるスポーツクラブ等への参加、各種スポーツイベントへの参加により、スポーツに取り組む習慣を作っていくことが期待されます。これらの活動へ参加することやスポーツイベントなどで、市内の高校や大学の運動部活動を紹介することにより、モチベーションを高め、スポーツをする習慣をつくり、生涯スポーツにつなげていきます。

成人期は、他の時期に比べ、仕事や家事、子育て等のため、スポーツに時間を割くことが難しいと考えられます。しかし、心身のストレス解消や生活習慣病の予防等の健康課題への対応がこの時期には求められます。

そのような中で、休日等を利用して、家族や仲間と一緒に、積極的にスポーツを取り入れていくことはたいへん重要です。また、少ない時間の中でいかにスポーツを取り入れていくかという工夫も必要です。

さらに、本市のホームページなどで、多様なスポーツ情報を発信し、スポーツを続けたいくなる機運を作ります。

主な取組

① 高校や大学の運動部活動などの紹介

スポーツイベントなどで、市内の高校や大学の運動部活動などを紹介し、市民のスポーツへの関心を高めます。

② 工夫したスポーツイベント・教室の実施

土日祝日に開催しているスポーツイベントの中で、さらに親子で参加しやすい種目を増やします。また、働いている市民が参加しやすい、夜間などの時間帯に配慮したスポーツ教室を実施します。

③ 多様なスポーツ情報の発信

本市のホームページなどで、市主催以外のスポーツ大会等の掲載から、最新のスポーツの掲載まで、多様なスポーツ情報を発信し、スポーツを続けたいくなる機運を作ります。

高齢期には、身体機能の低下等が健康的な生活を難しくすることが懸念されます。そこで、自分の体力や目的に応じて、スポーツを生活に取り入れ、継続的に取り組んでいくことが、身体機能の低下等を防ぐうえで必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人が集まるスポーツイベントや地域で自主的に開催されていたスポーツサークル等が中止となり、日常的に仲間で集まっていた習慣が少なくなったことで、再びスポーツと関わる生活に戻すことは難しいものです。

このような中、身体機能の低下を防ぐ方法の紹介や、高齢者向けのスポーツイベントを実施することで、高齢者の健康長寿やQOL（クオリティ・オブ・ライフ）（※1）を高めていきます。

主な取組

① 身体機能の低下を防ぐ方法の紹介

市が推奨している身体機能低下防止のための「いもっこ体操」（※2）などを紹介することで、高齢者のQOLを高めます。

② 高齢者向けスポーツイベントの実施

グラウンドゴルフ中央大会やシニアスポーツ大会などの高齢者向けスポーツイベントを通じ、高齢者の健康長寿を促進します。



グラウンドゴルフ中央大会

（※1）QOL（Quality of life）：私たちが生きていく上での満足度を表す指標のひとつ、「生活の質」。

（※2）いもっこ体操：本市が推奨している介護予防の体操で、バランス・柔軟性・筋力を鍛えるのに効果的です。本市のホームページでいもっこ体操の動画を公開しています。

本市には、川越市スポーツ協会や川越市スポーツ推進委員連絡協議会などのスポーツ関連団体があり、これらの団体は、本市が主催するスポーツイベントやスポーツ教室等において、重要な役割を果たしています。また、本市には上記協会等に加え、スポーツを楽しんでいるスポーツ団体も数多くあり、本市のスポーツの推進に貢献しています。

本市では、このようなスポーツ関連団体と連携し、引き続き、本市のスポーツ事業を推進します。

そして、全国規模の大会等へ参加する団体や競技者へ派遣費の一部を補助する支援を継続していきます。

さらに、スポーツ功労者や全国大会等の出場者、著名なスポーツ大会で優秀な成績を収めた個人や団体などへ、スポーツを続ける「はげみ」となるよう、表彰を行っていきます。

主な取組

① スポーツ関連団体の支援

川越市スポーツ協会や、川越市スポーツ推進委員連絡協議会などのスポーツ関連団体主催のイベントなどへの支援を通じて、本市のスポーツ事業を推進していきます。

② スポーツイベント、スポーツ教室の連携、協力

日頃からスポーツ関連団体との信頼を築き、小江戸川越ハーフマラソン、生涯スポーツフェスティバル、その他各種スポーツ教室の連携、協力を推進していきます。

③ 個人の支援

全国大会に出場する選手に対し、補助金を交付する、全国大会選手派遣費補助事業を継続して実施します。

④ スポーツ功労者等への表彰

本市のスポーツ振興に功績のあった者へ贈られるスポーツ功労賞や、全国大会等出場者へ贈られる優秀選手賞、国内外の著名なスポーツ大会で優秀な成績を収めた個人や団体へ贈られるスポーツ賞などの表彰を行っていきます。

継続してスポーツに取り組むためには、スポーツの正しい知識を身に付けた、スポーツ種目を十分に理解したスポーツ指導者の指導を受けることが大切です。

本市としては、このようなスポーツ指導者の活用に努めるとともに、研修会を開催することで、資質能力の向上を図ります。また、ボランティアやボランティアに近いかたちで指導に携わっている人たちにも、スポーツの正しい知識や、スポーツ種目を十分に理解できるよう、資質能力の向上を図るとともに、その活用を努めます。

主な取組

① スポーツ指導者の活用

スポーツを続けるために、指導を受ける人の状況やスポーツのレベルに応じた指導ができるスポーツ指導者を支援します。また、近隣大学や関係団体などの指導者も活用していきます。

② 指導者を対象とした各種研修会の実施

スポーツ指導者養成講習会やスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会などの各種研修会を実施し、更なる指導者の資質能力の向上を図ります。

③ ボランティアの活用

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、多くのボランティアが参加し、大会を支える存在として活躍しました。このような大会運営のボランティアに対し、地域において指導を行うボランティアも大切な存在です。そのような、ボランティアで指導を行う指導者の活用を進めます。



スポーツ少年団講習会

4 基本目標 4

スポーツによる地域活性化の推進

スポーツを通じて、人が元気になり、交流が生まれて、地域も元気になることを目指します。

スポーツによる効用として、スポーツを楽しむために皆が集まり、新たな仲間をつくることが期待されます。そして、新たな仲間ができれば、人は元気になり、新たな交流が生まれます。

このような交流は、地域を活性化させるなど、多様な効果をもたらします。

スポーツを通じた交流、地域の活性化により、新たなスポーツ行事の担い手を育みつつ、「健康」で「快適」な地域づくりへと広がっていくよう取組を進めていきます。

基本目標 4 の各施策

4-1 スポーツを通じた地域での交流促進

4-2 民間事業者との連携

4-3 スポーツ以外のイベントへの参加



地域で綱引き大会の練習中

4-1 スポーツを通じた地域での交流促進

各地域で行われているスポーツ行事に、地域住民が積極的に参加していくことで、新たなスポーツの魅力に触れたり、仲間との交流が図られたりして、より深くスポーツの楽しさを体感することができます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での様々な活動が制限され、そこで生まれていたコミュニティが抑制されてきました。

これに対し、地域のスポーツ推進委員やスポーツ振興連絡協議会との関わりを更に深め、地域のスポーツ行事への支援を行っていきます。

また、地域住民により主体的に運営されている、総合型地域スポーツクラブに対し、更なる設置を促進することで、地域の活性化につなげていきます。

さらに、地域ではラジオ体操が多くのお場で行われています。ラジオ体操の実施を支援し、地域での交流促進を図ります。

主な取組

① 地域のスポーツ行事への支援

地域で活動しているスポーツ推進委員やスポーツ振興連絡協議会との関わりを更に深めながら、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、住民参加を促します。

② 総合型地域スポーツクラブの更なる設置

総合型地域スポーツクラブが設置されていない地区へ市が説明を行うなどして、誰でも気軽にスポーツに参加できる場である、総合型地域スポーツクラブの設置を促進します。

③ 地域のラジオ体操実施の支援

地域では、定期的にラジオ体操を実施し、健康の維持増進と併せ仲間同士の交流を促進している会場が多数あります。ラジオ体操の実施を支援していくことで、地域での交流促進を図ります。

4-2 民間事業者との連携

スポーツをきっかけとして、活力ある地域づくりへとつながっていくような取組を行っていきます。

例えば、市内の民間事業者等と連携することで、民間のアイデアを活用したスポーツイベントの実施を検討していきます。

また、観光関係者と連携した、スポーツツーリズムを推進することで、地域の活性化を図ります。

主な取組

① 民間事業者等との連携

市内の民間事業者等と連携することで集客のアイデアを活用し、さらに魅力あるスポーツイベントへ内容を発展させることで、より多くの集客と交流が生まれることを目指します。

② スポーツツーリズムの検討

小江戸川越ハーフマラソンの実施時に、観光マップなどを配布します。さらに、観光関係者と連携し、スポーツツーリズムの推進を検討します。



小江戸川越ハーフマラソン

4-3 スポーツ以外のイベントへの参加

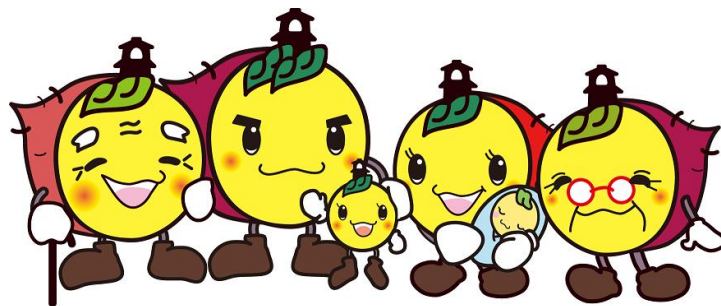
いわゆる「スポーツイベント」ではない、民間事業者等が主催している既存のイベントや取組等と本市のスポーツ事業とを関連させるよう、取り組んでいきます。

また、本市が主催、共催、後援している既存イベントもスポーツと関連させることにより、PR効果を高める・参加者や参加団体の裾野を広げる・地域や団体の交流が深まるなど、地域の活性化が期待できます。

主な取組

① スポーツ以外のイベントへの参加

スポーツ以外のイベントの一角に、本市のスポーツ担当がブースを置くなど、本市のスポーツ事業のPRを行います。また、本市のスポーツイベント会場で、本市や民間のスポーツではないイベントのPRをすることで、相互の宣伝効果を高め、地域の参加者を増やすことで、地域の活性化を図ります。



IV 計画の推進

1 期待される連携・協力

本計画に定めた基本目標の実現に向けて、市民、スポーツ関連団体、事業者等および市のそれぞれの主体が連携を図り、体系化した施策・取組を着実に推進していきます。それぞれの主体に期待される役割は、次のとおりです。

〈市民〉

自身の体力やライフステージを踏まえて、自分に適したスポーツの楽しみ方を見つけ、主体的にスポーツに親しむことが大切です。スポーツをこれまで行っていない市民には、スポーツの持つ魅力や価値を知り、スポーツに積極的に取り組む機会を得る姿勢が期待されます。一方、現在、スポーツを行っている市民には、より継続的な活動を広げることが期待されます。

〈スポーツ関連団体〉

本市には、各種スポーツ関連団体があります。これらの団体には、自主的な運営のもと、スポーツ大会やスポーツイベントを通じ、多くの市民が交流することができる役割が求められます。

〈事業者等〉

市スポーツ施設の運営を受託している事業者をはじめ、スポーツクラブを営む事業者、従業員に対してスポーツを積極的に推進している事業者などには、その専門的なノウハウやネットワークを活かしながら、市内のスポーツ関連団体等や市と連携し、多様化する市民のスポーツニーズに対応することが期待されます。

〈市〉

本計画で定めた基本目標の実現に向けて、市民、スポーツ関連団体、事業者等と更なる連携を図り、体系化した施策・取組を着実に推進します。

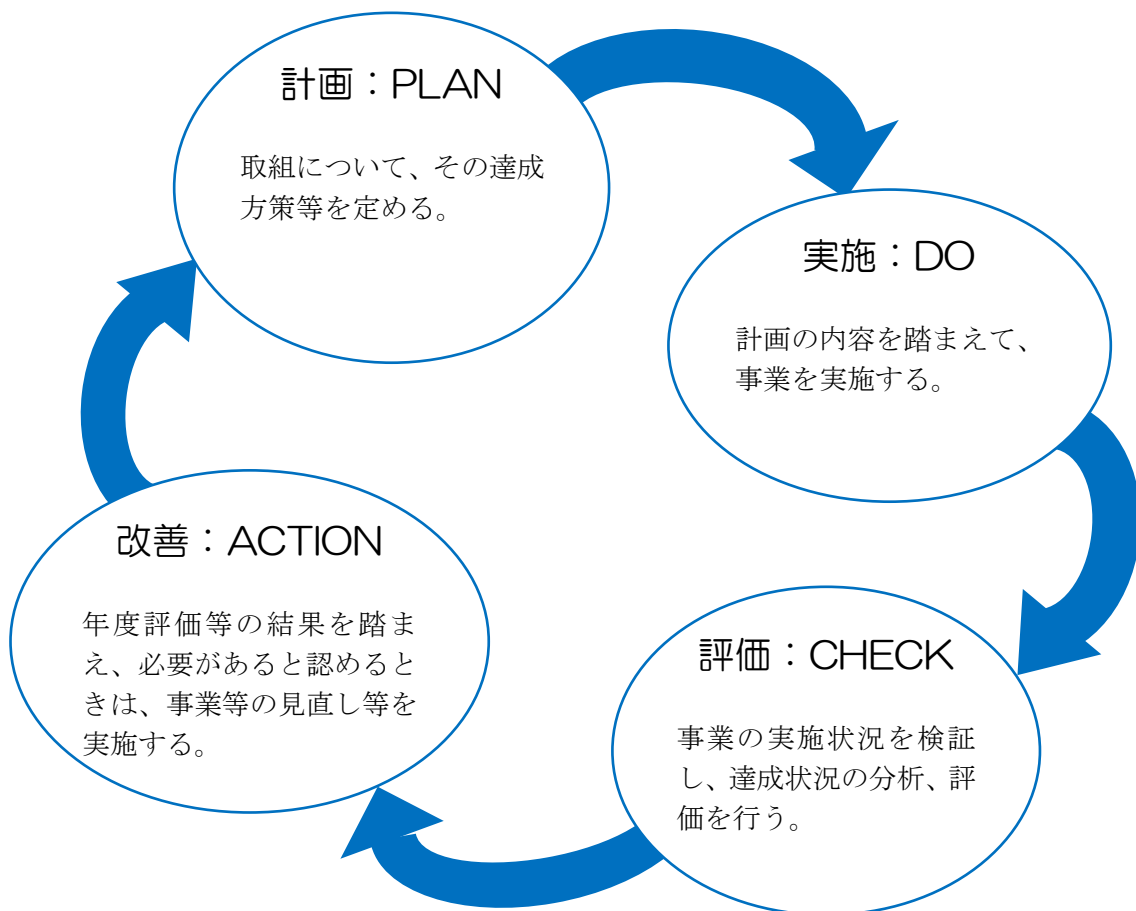
2 計画の進行管理と指標

(1) 計画の進行管理

本計画は、事務局であるスポーツ振興課を中心に進行管理を行います。本計画で掲げた市民のスポーツ推進に関する各施策については、P D C Aサイクル（※）を実行し、毎年、点検や評価を行うことで計画の進行状況を把握し、実効性を確保します。

さらに、本市の条例で定められた「川越市スポーツ推進審議会」にて、本計画で示したスポーツ推進に関する施策や取組について報告し、意見をいただくことで改善を図っていきます。

計画の進行状況や数値目標の達成状況については、ホームページなどを活用して公表していきます。



※P D C Aサイクル：計画(Plan)→実施(Do) →評価(Check) →改善(Action) のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結びつけ、継続的に改善していく手法のこと。

(2) 計画の指標

本計画の指標を以下のとおりに定めます。

	指標名	単位	実績値 (平成 30 年度) (※ 1)	目標値 (令和 7 年度)	説明
1	スポーツを週 1 回以上行う 20 歳以上の市民の割合	%	60.2 (※ 2)	65.0	目標値は、国と県の目標値 65.0%と同様
2	ボランティア活用の大会・イベント数	件	3	5	市のスポーツ大会・イベントの内、ボランティアを活用した大会・イベントの数
3	企業・大学との連携事業数	件	2 (※ 3)	5	企業・大学とのスポーツ連携の事業数
4	プロスポーツの誘致数	件	2	4	プロスポーツの誘致数
5	市ホームページの情報登録数	件	0	10	市ホームページでの、市主催以外のスポーツ大会等の登録情報数
6	スポーツ教室参加者数	人	3,855	4,000	各種スポーツ教室に参加した人数
7	総合型地域スポーツクラブの数	件	5 (※ 3)	6	総合型地域スポーツクラブの設置数
8	スポーツ大会等参加者数	人	41,853	45,000	小江戸川越ハーフマラソン・生涯スポーツフェスティバルなどのスポーツ大会・イベントに参加した人数(※ 4)
9	川越運動公園スポーツ施設利用者数	人	294,477	300,000	川越運動公園内の陸上競技場・総合体育館・テニスコートの利用者数
10	スポーツ指導者講習会等参加人数	人	2,767	3,000	スポーツ指導者講習会・スポーツ少年団講習会・スポーツ推進委員研修会等の参加人数

(※ 1) 実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成 30 (2018) 年度の実績値を記載しています。

(※ 2) 「川越市民の健康について アンケート調査結果報告書」(平成 30 年度)より。

(※ 3) 実績値は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在。

(※ 4) 参加者数は、純粋な参加者数で、スタッフ・ボランティアの数は含めません。

資料編

第三次川越市スポーツ推進計画策定の経緯.....	44
川越市スポーツ推進審議会条例.....	45
川越市スポーツ推進審議会 委員名簿.....	47
川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会設置綱.....	48
スポーツ基本法（抜粋）.....	50
川越市のスポーツ施設一覧.....	58

第三次川越市スポーツ推進計画策定の経緯

令和3年8月5日	第1回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和3年8月11日	第1回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和3年8月26日	第1回川越市スポーツ推進審議会
令和3年9月22日	第2回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和3年9月22日	第2回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和3年10月14日	第2回川越市スポーツ推進審議会
令和3年12月1日 ～令和4年1月4日	市民意見公募
令和4年1月12日	第3回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和4年1月19日	第3回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和4年2月4日	第3回川越市スポーツ推進審議会
令和4年2月4日	川越市スポーツ推進審議会から答申

川越市スポーツ推進審議会条例

昭和三十七年三月二十七日

条例第八号

(設置)

第一条 本市は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、川越市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平二三条例一五・全改）

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 学識経験者

二 関係行政機関の職員

（平二三条例一五・全改）

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平成二二条例一・追加）

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議회를代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平二二条例一・一部改正）

(議事)

第五条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平二二条例一・旧第六条繰上・一部改正）

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

（平一一条例六・旧第八条繰上、平二二条例一・旧第七条繰上・一部改正）

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、市長が定める。

（平一一条例六・旧第九条繰上、平二二条例一・旧第八条繰上・一部改正）

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月一九日条例第六号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（平成二二三月一九日条例第一号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
（川越市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の川越市スポーツ振興審議会に関する条例の規定により設置されたスポーツ振興審議会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員であり、引き続き第一条の規定による改正後の川越市スポーツ振興審議会に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定により設置される川越市スポーツ振興審議会の委員に任命されるものの任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成二三年九月二二日条例第一五号）抄

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十三年十月一日から施行する。

川越市スポーツ推進審議会 委員名簿

会長 河野 哲夫 副会長 山田 上

氏 名	選 出 団 体
大塚 賢一	川越市スポーツ協会
金澤 勝	川越市スポーツ少年団
河野 哲夫	川越市スポーツ協会
小松 正彦	川越市自治会連合会
澤田 はるみ	川越市スポーツ推進委員連絡協議会
新家子 直之	川越市校長会
田中 幸子	川越市女性スポーツ団体連絡協議会
秦 重美	川越市医師会
山田 上	川越市スポーツ推進委員連絡協議会

※敬称略、50音順

川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯スポーツや健康づくりなど、総合的な視野に立った川越市生涯スポーツ振興計画（以下「スポーツ振興計画」という。）の策定を行うにあたり、必要な事項を検討するため、川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ振興計画の策定に関すること。
- (2) スポーツに関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が生涯スポーツの振興において必要と認める事務に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は文化芸術振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、スポーツ振興計画を詳細かつ具体的に調査し、検討するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる課の課長及び職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会長は、作業部会の結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。
- 2 この要綱は、スポーツ振興計画の策定が終了した日をもって、その効力を失う。
- 3 川越市生涯スポーツ振興計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

政策企画課長 地域づくり推進課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課長 障害者福祉課長 高齢者いきがい課長 こども育成課長 健康づくり支援課長 公園整備課長 地域教育支援課長 教育指導課長

別表第2（第6条関係）

政策企画課 地域づくり推進課 文化芸術振興課 スポーツ振興課 障害者福祉課 高齢者いきがい課 こども育成課 健康づくり支援課 公園整備課 地域教育支援課 教育指導課
--

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進

及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上

を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努

めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会そ

の他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

川越市のスポーツ施設一覧

※川越市が管理しているもの
(令和4年2月現在)

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
川越運動公園 総合体育館 陸上競技場 テニスコート	下老袋 388-1	メインアリーナ	1	有料	総合体育館 TEL 224-8765
		サブアリーナ	1	〃	
		弓道場	1	〃	
		武道場	2	〃	
		トレーニングルーム	1	〃	
		テニスコート	12	〃	
		陸上競技場	1	〃	陸上競技場 TEL 224-8881
サッカー場	1	〃	TEL 224-8881		
川越武道館	郭町 2-30-1	二階道場 (剣道・空手道等)	1	〃	川越武道館 TEL 224-7220
		一階道場(柔道・躰道等)	1	〃	
		地下一階道場(弓道)	1	〃	
初雁公園	郭町 2-13-1	野球場	1	〃	公園管理事務所 TEL 222-1301
		プール	4	〃	
城下公園	城下町 47-1	テニスコート	2	〃	
芳野台南公園	芳野台 1-3015-1	テニスコート	4	〃	
芳野台グラウンド	芳野台 1-103-28	野球場	2	無料	
市民グラウンド	宮元町 23-22	野球場	2	〃	
入間大橋緑地	中老袋 150	ソフトボール場	8	〃	
雁見緑地	鯨井 143	広場	1	〃	
寺山緑地	上寺山 587-1	野球場	1	〃	
		ソフトボール場	3	〃	
上江橋緑地	古谷上 7902	広場	1	無料	古谷市民センター TEL 235-1834
高階運動広場	砂 451-1	ソフトボール場	1	〃	高階市民センター TEL 242-0600
		広場	1	〃	
高階南公共広場	砂新田 465-1	広場	2	〃	
南部地域公共広場	砂久保 68-1	広場	2	〃	
八瀬大橋緑地	的場 3529	ソフトボール場	2	〃	大東市民センター TEL 243-3426

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
安比奈親水公園	安比奈新田 140-1	陸上競技場兼サッカー場	1	〃	上戸緑地管理詰所 TEL 231-6401
		野球場	2	〃	
		ソフトボール場	2	〃	
		テニスコート	6	〃	
		広場	8	〃	
上戸緑地	的場 2870	サッカー場	1	無料	
		野球場	2	〃	
		ソフトボール場	2	〃	
		マレットゴルフ場	1	〃	
的場緑地	的場 3510	広場	1	〃	
		ソフトボール場	3	〃	
笠幡公園	川鶴 2-7	野球場	1	〃	
霞ヶ関東緑地	上戸新町 37	マレットゴルフ場	1	〃	
御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	ゲートボール場	1	〃	
		テニスコート	2	有料	
山王久保緑地	上戸 70-2	テニスコート	2	無料	
平塚緑地	平塚 30	ソフトボール場	2	〃	名細市民センター TEL 231-2202
農業ふれあいセンター 多目的ホール	伊佐沼 887	バレーボール、 バドミントンなど (※令和4年11月頃まで 改修工事中)		有料	農業ふれあいセンター TEL 226-6551
サンライフ川越	芳野台 1-103-57	トレーニングルーム	1	〃	川越市勤労者福祉 サービスセンター TEL 225-5445
芳野台体育館	芳野台 1-103-57	バレーボール、 バドミントンなど		〃	
総合福祉センター	小仙波町 2-50-2	温水プール	1	〃	総合福祉センター TEL 228-0200
高階公民館	藤間 27-1	軽体育室	1	〃	高階公民館 TEL 242-6064
さわやか活動館	大字の場 2649-1	軽体育室	1	〃	中央公民館 TEL 222-1394

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
北部地域ふれあいセンター	山田 1578-1	多目的ホール	1	〃	北部地域ふれあいセンター TEL 223-7221
東部地域ふれあいセンター	並木 452-1	多目的ホール	1	〃	東部地域ふれあいセンター TEL 236-2360
スポーツパーク 福原	今福 1758-1	広場	2	無料	福原市民センター TEL 243-4015
かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	広場	1	〃	霞ヶ関北公民館 TEL 231-4455
なぐわし公園 P i K O A (ピコア)	鯨井 1216	温水プール トレーニングルーム スタジオ (レッスン) 温浴施設 多目的ホール	1 1 1 1 1	有料 〃 〃 〃 〃	なぐわし公園 P i K O A TEL 239-0315

第三次川越市スポーツ推進計画
令和4年3月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部スポーツ振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（代表）

049-224-6094（直通）

FAX 049-224-8712

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp>



川越市シンボルマーク